

社会福祉法人 新潟いのちの電話
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟いのちの電話（以下「当法人」という。）定款 第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 当法人の理事及び評議員については、無報酬とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が当法人の指導監査の立合い、運営状況の指導、または監査の業務に当たった場合には、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 報酬の額は、日額5,000円とする。費用弁償は当規程第5条を適用する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会、評議員会またはその他の会議に出席した場合の費用弁償

新潟市内に居住する役員等	2,000円
新潟市外に居住する役員等	3,000円

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。